

2019年 7月12日

株式会社勝英自動車学校 御中
代表取締役 吉村武司 殿

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階
適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正

TEL : 086-230-1316

FAX : 086-230-6880

HP : <http://okayama-con.net/>

申 入 書

1 はじめに

当法人は消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、消費者契約法（平成12年法律第61号）第13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。当法人の活動の一環として、消費者契約の約款や広告表示等の内容を検討し、その適正化のための提言を行っています（組織概要についてはホームページをご参照ください）。

この度、貴社を初めとする自動車学校の経営を行っている会社や法人が使用している契約書の約款の条項の記載内容に関し、消費者契約法に違反するものが存在するのではないかと疑われる情報提供がございました。そのため、この点について、2019年1月17日付及び2019年3月8日付にて貴社に対して質問書を送付いたしましたが、現在までのところ貴社からは回答をいただけておりません。しかし、貴社ウェブサイトにて公開されている倉敷マスカット自動車学校の入校規約を、当法人において確認・検討いたしましたところ、やはり消費者契約法に違反することが疑われる条項がございましたので、以下の申し入れを行うこととさせていただきます。

つきましては、ご多忙中恐縮ではございますが、本書到達後1ヶ月以内に、下記申し入れにご対応くださいますようお願い申し上げます。なお、回答の有無及び回答内容は原則として当法人のウェブサイト等において公表する可能性があることを予め申し添えます。

2 貴社取り扱いについて

貴社倉敷マスカット自動車学校入校規約第1条において、次のような規定が存在しております。

「契約成立以降のお客様都合による契約取消は、キャンセル料 20,000 円(21,600 円税込)をお支払い頂きます。」

3 貴社取り扱いの消費者契約法上の問題点

消費者契約法第9条は、次のとおり定めています。

次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

ところで、自動車学校の場合、授業が実際に開始されるまでは、学校には現実的な損害が発生していないと考えられるため、契約成立以降の契約取消について一律に税込21,600円を徴収することを定める貴社の上記条項は、消費者契約法9条に違反するのではないかと考えられます。

4 結語

以上から、当法人は貴社に対して次のとおり申し入れを行います。

貴社倉敷マスカット自動車学校入校規約第1条 予約の成立とキャンセルの条項より、「契約成立以降のお客様都合による契約取消は、キャンセル料20,000円(21,600円税込)をお支払い頂きます。」と記載されている部分を削除してください。

なお、今回当法人において岡山県内の全ての自動車学校に対して問い合わせを行いましたところ、他の自動車学校においては、授業開始前のキャンセルについてはキャンセル料を一切徴収しないという取り扱いの学校も複数ございましたので、消費者保護の観点から、今回の見直しを行うことをご検討いただければ幸いです。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。